

## 第7期（令和2・3年度）の保険料率の算定について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、第7期（令和2・3年度）に適用する保険料率を算定するもの。

保険料率を算定するにあたっては、国の動向、後期高齢者負担率、診療報酬改定及び税制改正による所得への影響並びに当広域連合の剰余金及び給付費の動向を注視し検討を行っていく。あわせて、運営安定化基金の活用についても検討を行う。

運営調整会議（代表幹事会、幹事会）、検討委員会での協議・検討、県知事協議等のプロセスを経て、令和2年第1回広域連合議会定例会において条例改正を行う。

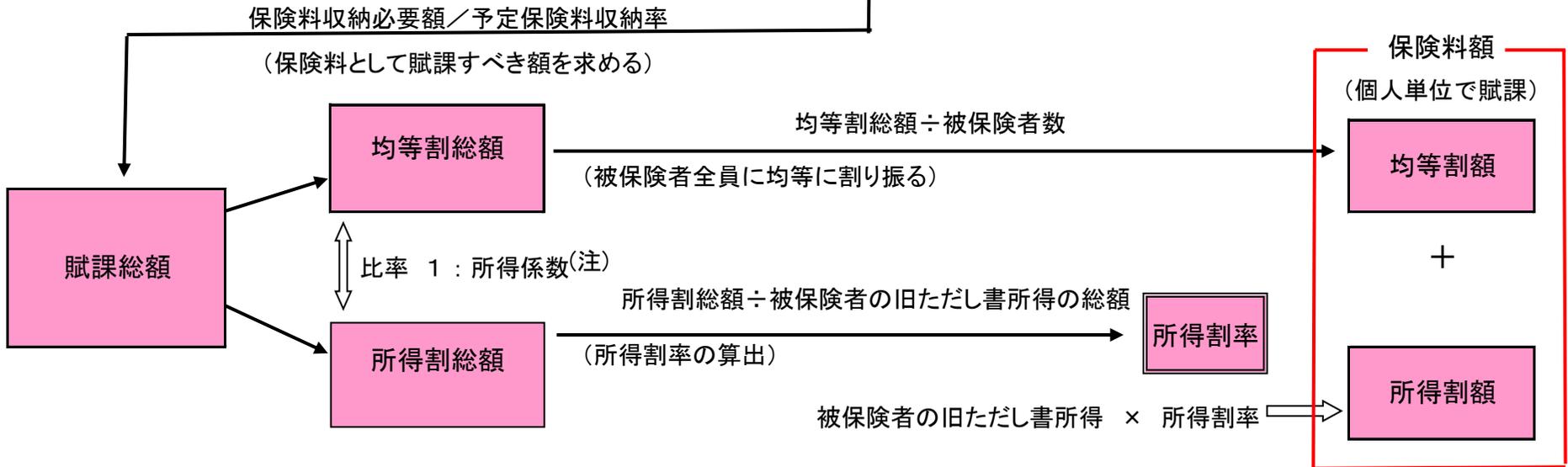
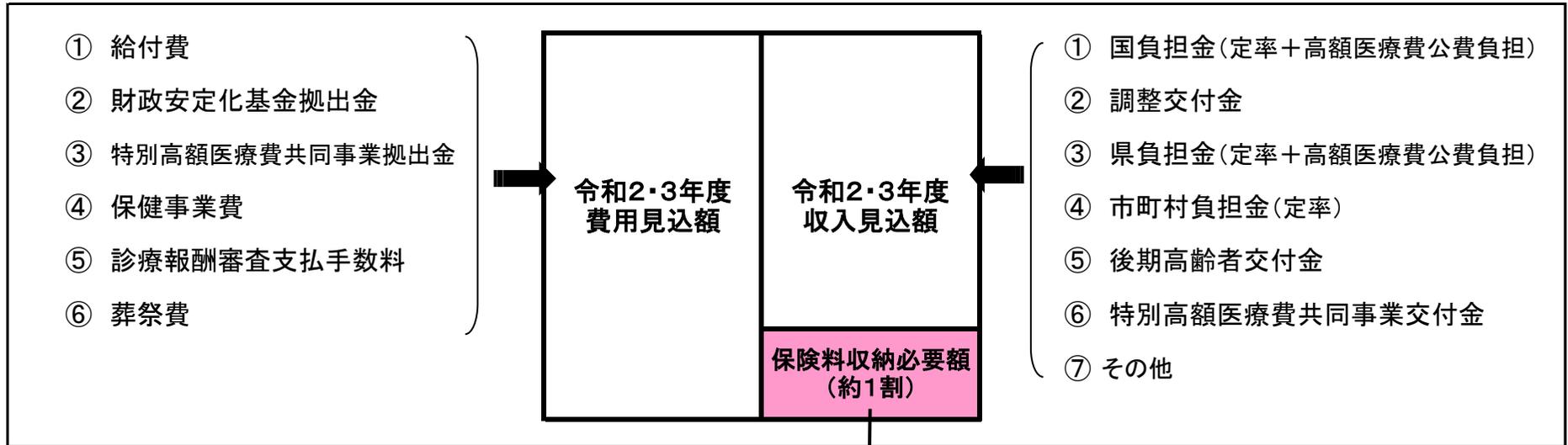
### 1 保険料率算定の主なスケジュール

令和元年 7月～8月	○運営調整会議（代表幹事会、幹事会）へ保険料算定のスケジュール等を説明
9月	○厚生労働省からの事務連絡（第1回保険料率等の算定） ○県との第1回協議（以後、随時協議を行う） ○検討委員会へ保険料算定のスケジュール等を説明 ○第1回料率の試算と厚労省への報告
11月上旬	○厚生労働省からの事務連絡（第2回保険料率等の算定）
11月下旬 ～12月	○第2回料率の試算と厚労省への報告 ○運営調整会議（代表幹事会、幹事会）、検討委員会での協議・検討 ○厚生労働省からの事務連絡（第3回保険料率等の算定等）
令和2年 1月～2月	○第3回料率の試算（最終） ○運営調整会議（代表幹事会、幹事会）、検討委員会での協議・検討 ○県知事へ協議書提出 ○令和2年第1回定例会において条例改正 ○議決後、保険料率を厚労省へ報告

### 2 保険料率等の推移（参考）

特定期間	均等割額	所得割率	賦課限度額
H20・21年度	50,935円	9.24%	50万円
H22・23年度	52,213円	9.87%	50万円
H24・25年度	55,045円	10.88%	55万円
H26・27年度	56,584円	11.47%	57万円
H28・29年度	56,085円	11.17%	57万円
H30・31年度	56,085円	10.83%	62万円

# 保険料率算定のしくみ



(注) 所得係数 = 広域連合1人当たり旧ただし書所得 / 全国一人当たり旧ただし書所得

旧ただし書所得 = 総所得金額等 - 33万円 (基礎控除)

※軽減措置あり

※賦課限度額 62万円